

III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 裁判所における取組の状況について

最高裁判所事務総局家庭局

1 診断書の在り方等の検討

- ▶ 本人情報シート導入後の利用状況について

2 適切な後見人等の選任及び交代

- ▶ 最高裁と専門職団体との議論の状況
- ▶ 各家庭裁判所における検討の状況
- ▶ 中核機関等による親族後見人支援の必要性

3 後見人等の報酬

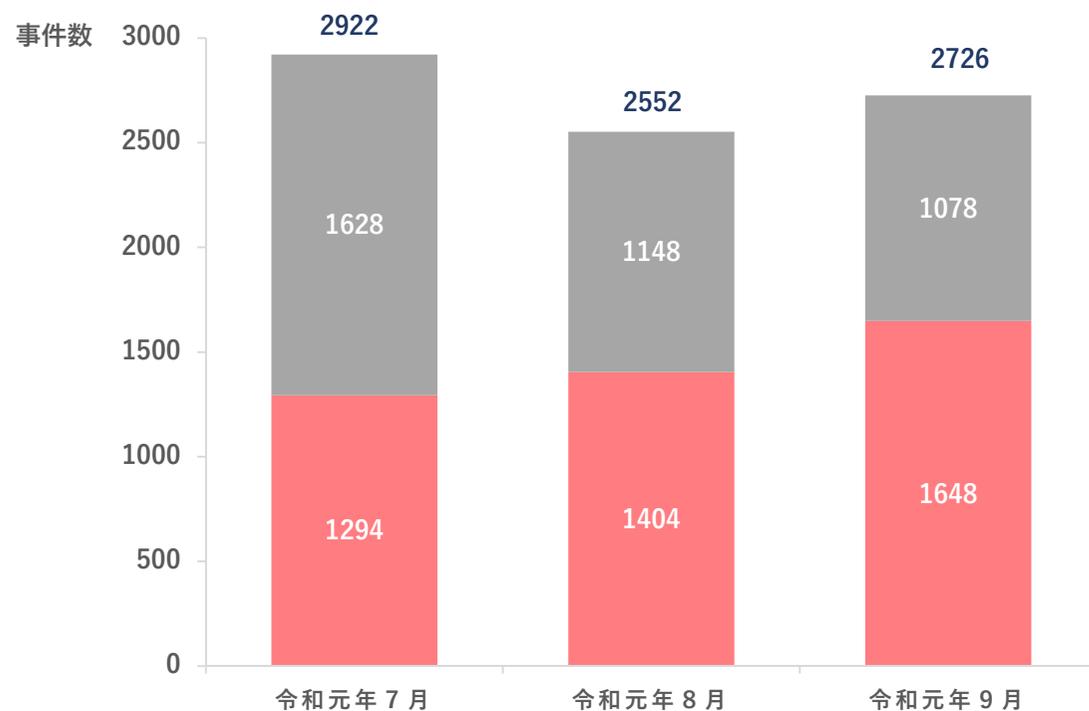
- ▶ 後見人の報酬の在り方に関するヒアリングの実施
- ▶ 各家庭裁判所における検討の状況

1 診断書の在り方等の検討

本人情報シート導入後の利用状況

調査の内容

平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始、保佐開始、補助開始の各審判事件及び任意後見監督人選任事件のうち、**本人情報シートが提出された事件数**を調査



※各月の数値は当該月に終局した事件数と
うち本人情報シートが提出された事件数

- 本人情報シートが提出されなかった事件数
- 本人情報シートが提出された事件数

本人情報シートが提出された事件の割合

令和元年 7月 44.3%
令和元年 8月 55.0%
令和元年 9月 60.5%

★ 3か月間の平均 53.0%

本人情報シートが提出された事件数は徐々に増加
しているものの、利用は約半数の事件にとどまる

適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人を選任するためには
できるだけ多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましい



引き続き本人情報シートの周知・活用にご協力いただきたい

2 適切な後見人等の選任及び交代

最高裁と専門職団体との議論の状況

専門職団体との間で共有した基本的な考え方

身上保護等の観点も重視した後見人の選任

- ◆ 親族等の候補者がいる場合は、選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その方を選任することが望ましい
- ◆ 中核機関等による後見人支援機能が不十分な場合は、**専門職後見監督人による親族等後見人の支援**を検討する

親族後見人に対する支援という観点から専門職後見監督人に期待される役割

不正防止の観点のみならず、より広く不適切な後見事務を防止するため、後見人を支援する観点から、後見監督事務を通じて、指導、助言、相談対応を行うという役割

専門職後見監督人が行う支援の具体的な内容（例）

財産管理

金融機関に対する財産調査の方法や、後見人として必要な届出、保険金請求の方法などについて、相談対応や指導・助言を行う

身上保護

本人が利用可能な行政サービスや転居先の選択について、相談対応や指導・助言を行う

報告事務

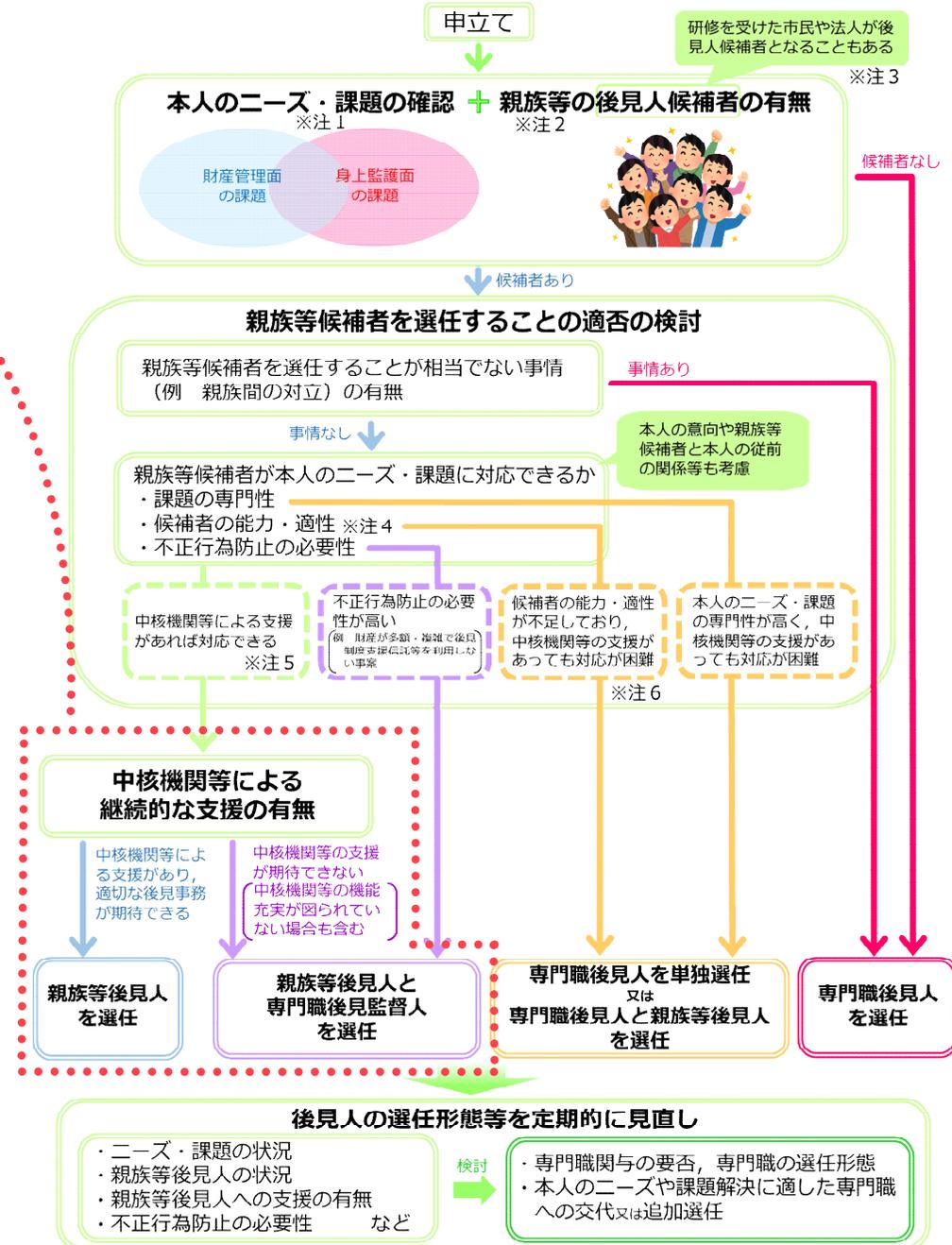
後見人の家庭裁判所に対する報告に関し、報告書の作成方法について指導・助言を行う

各家庭裁判所における検討の状況

最高裁判所 令和元年8月、各家庭裁判所に上記の検討の基本となる考え方について情報提供

各家庭裁判所 後見人等の選任の在り方について具体的に検討
専門職団体との意見交換等を実施
一部の家庭裁判所では上記考え方の趣旨に沿った運用を開始

基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料



2 適切な後見人等の選任及び交代

中核機関等による親族後見人支援の必要性

後見監督人による支援

後見監督人の役割

後見人の事務に対する監督により
後見人の不正や不適切な事務を防止

支援の内容

法律上求められている監督事務に付随する
事実行為としての相談対応や指導・助言

後見監督人による支援

法律上求められている監督事務

- ・ 後見人の事務の監督
- ・ 財産調査及び財産目録作成への立会い
- ・ 営業又は民法13条1項各号の行為についての同意
- ・ 急迫の事情がある場合における必要な処分
- ・ 後見人の解任請求
など

監督事務を通じて
行う支援

現状において期待する
積極的な支援

基本計画において
想定されている支援

現状

中核機関等による支援

※基本計画14～15頁

「エ）後見人支援機能」参照

中核機関等の役割

- ・ チームが日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備
- ・ 必要に応じて専門職団体の協力を得られる仕組みの構築
- ・ 本人の権利擁護を図り、後見人の交代等に迅速・柔軟に対応するための家庭裁判所との連絡調整

支援の内容

- ・ 日常的な相談対応
- ・ チームによる日常的な本人の見守り
- ・ 必要に応じた専門職による専門的知見に基づく相談対応や助言

中核機関等による支援



専門職後見監督人による支援は、**中核機関等が行う支援を代替し得るものではない**

専門職後見監督人による支援の運用が広まっても、**中核機関等による後見人支援を行う必要性は高い**

3 後見人等の報酬

報酬の在り方に関するヒアリングの実施

平成31年5月

第3回専門家会議



複数の委員から利用者側の意見も聴取すべきとの意見

令和元年7月

報酬の在り方に関するヒアリングの実施

〈ヒアリング先〉 認知症の人と家族の会、全国手をつなぐ育成会連合会、全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）、日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構

〈意見交換に参加〉 厚生労働省、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会



ヒアリング結果の概要 ※ヒアリング結果については【参考資料】参照

後見人が行った事務の内容や負担等に応じて報酬を付与し、財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価し、報酬を算定するという方向性自体については、利用者側からも概ね異論がなかった

利用者側からのご意見

報酬の算定について

- 裁判官の裁量を尊重した結果、同じ事務を行っても裁判所ごとに報酬額が異なるのは不公平である
- 成年後見制度を利用しやすいものとするために、報酬算定の根拠を明確かつ分かりやすいものとし、公表すべき

報酬算定における後見事務の評価について

- 財産管理だけでなく、身上保護に関する事務も適切に評価すべきである
- 逆に、後見人が適切に身上保護を行っていない場合は報酬を減額すべきである

知的障害者の事案における報酬の算定について

- 知的障害者は資産形成が難しく、制度利用が長期にわたる場合が多いため、事案の特性に配慮した報酬の在り方を検討してもらいたい
- 知的障害者の事案における後見人の選任の在り方について、法人後見の活用を推進してもらいたい

その他

- 資産の少ない制度利用者について、後見人のなり手を確保し、権利擁護を実現するために、利用支援事業を拡充すべきである

各家庭裁判所における検討の状況

最高裁判所 令和元年9月、各家庭裁判所にヒアリング結果について情報提供

各家庭裁判所 大規模な家庭裁判所を中心に具体的な検討を行うとともに、全国の裁判官や担当職員が参加する協議会や検討会で意見交換

今後の検討の流れ

大規模な家庭裁判所を中心に
大枠の考え方を検討



各家庭裁判所で具体的な考え方
について更に検討を進める



利用者側・後見人側双方から
意見を聴く



新たな報酬算定の考え方に基づく
運用